

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

連帯保証人制度を廃止するとともに、所要の規定整備を行うため。

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市営住宅条例（平成９年伊丹市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第１号中「独立の生計を営み，かつ，入居決定者と同等以上の収入を有する者で，市長が適当と認める連帯保証人と連署した」を削り，同条中第３項を削り，第４項を第３項とする。

第２７条第３項中「及び」を「又は」に改める。

付 則

この条例は，令和２年４月１日から施行する。ただし，第２７条第３項の改正規定は，公布の日から施行する。